

12 骨子案(山梨県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称))

関係省令	<a href="#">児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)</a>
------	---

※省令の基準は、こちらをクリックしてください。

【総則】 従=従うべき基準、標=標準とする基準、参=参酌すべき基準(以下同じ)

基準	児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	定義(第2条)	本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
参	指定障害児通所支援事業者等の一般原則(第3条)	

【児童発達支援】

基準	児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針(第4条)	<p>(設備) プライバシー保持の観点から、全ての児童発達支援事業所について、相談室を設けるものとする。</p> <p>(非常災害対策) 本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。</p>
従	従業者の員数(児童発達支援センターであるものを除く。)(第5条)	
従	従業者の員数(児童発達支援センターであるものに限る。)(第6条)	
従	管理者(第7条)	
従・参	従たる事業所を設置する場合における特例(第8条)	
参	設備(児童発達支援センターであるものを除く。)(第9条)	
従・参	設備(児童発達支援センターであるものに限る。)(第10条)	
標	利用定員(第11条)	
従	内容及び手続の説明及び同意(第12条)	
参	契約支給量の報告等(第13条)	
従	提供拒否の禁止(第14条)	
参	連絡調整に対する協力(第15条)	
参	サービス提供困難時の対応(第16条)	
参	受給資格の確認(第17条)	
参	障害児通所給付費の支給の申請に係る援助(第18条)	
参	心身の状況等の確認(第19条)	
参	指定障害児通所支援事業者等との連携等(第20条)	
参	サービスの提供の記録(第21条)	
参	指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等(第22条)	
参	通所利用者負担額の受領(第23条)	
参	通所利用者負担額に係る管理(第24条)	
参	障害児通所給付費の額に係る通知等(第25条)	
参	指定児童発達支援の取扱方針(第26条)	
参	児童発達支援計画の作成等(第27条)	
参	児童発達支援管理責任者の責務(第28条)	
参	相談及び援助(第29条)	
従・参	指導、訓練等(第30条)	

参	食事（第31条）
参	社会生活上の便宜の供与等（第32条）
参	健康管理（第33条）
参	緊急時等の対応（第34条）
参	通所給付決定保護者に関する市町村への通知（第35条）
参	管理者の責務（第36条）
参	運営規程（第37条）
参	勤務体制の確保等（第38条）
参	定員の遵守（第39条）
参	非常災害対策（第40条）
参	衛生管理等（第41条）
参	協力医療機関（第42条）
参	掲示（第43条）
従	身体拘束等の禁止（第44条）
従	虐待等の禁止（第45条）
従	懲戒に係る権限の濫用禁止（第46条）
従	秘密保持等（第47条）
参	情報の提供等（第48条）
参	利益供与等の禁止（第49条）
参	苦情解決（第50条）
参	地域との連携等（第51条）
従	事故発生時の対応（第52条）
参	会計の区分（第53条）
参	記録の整備（第54条）

### 【医療型児童発達支援】

基準	児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第55条）	（非常災害対策） 本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。  ① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の
従	従業者の員数（第56条）	
	準用（第57条）	
従・参	設備（第58条）	
標	利用定員（第59条）	
参	通所利用者負担額の受領（第60条）	
参	障害児通所給付費の額に係る通知等（第61条）	
参	通所給付決定保護者に関する市町村への通知（第62条）	

参	運営規程（第63条）	<p>他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に          応じた具体的計画を立てるべきこと          を明確にする。</p> <p>② 避難、救出その他必要な訓練          については、非常災害時に、消防機          関の他、近隣住民、地域の消防団、          連携関係にある施設などの関係機          関の協力が得られるよう、訓練実          施の際に関係機関との連携に努め          る旨の規定を加える。</p> <p>③ 非常災害時には交通インフラの          寸断などにより救援物資の遅配も          想定されることから、食料等の備蓄          及び施設機能の応急復旧に必要な          防災資機材の整備に努める旨の規          定を設ける。</p> <p>その他については、本県の事情に          省令の基準と異なる、あるいは上          回る基準を定める事情、特殊性は          ないことから省令どおりの基準を          規定する。</p>
	準用（第64条）	

**【放課後等デイサービス】**

基準	児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第65条）	<p>(設備)          プライバシー保持の観点から、相          談室を設けるものとする。</p> <p>(非常災害対策)          本県においては、東海地震や富士          山噴火等の大規模災害の発生が想          定されるため、非常災害への備え          を強化する必要がある。本県の地          域特性等から山梨県地域防災計画          においては、多様な災害への対策          が定められており、この内容を反          映する形で独自基準を設ける。独          自基準については、現行の国基準          の内容に加えて、以下のような内          容とする。</p> <p>① 非常災害に関する具体的計画          は、火災・風水害など一般災害の          他、地震災害、火山災害など、施          設ごとに予想される非常災害の種          別に          応じた具体的計画を立てるべきこ          とを明確にする。</p> <p>② 避難、救出その他必要な訓練          については、非常災害時に、消防          機関の他、近隣住民、地域の消防          団、連携関係にある施設などの関          係機関の協力が得られるよう、訓          練実施の際に関係機関との連携に          努める旨の規定を加える。</p> <p>③ 非常災害時には交通インフラの          寸断などにより救援物資の遅配も          想定されることから、食料等の備          蓄及び施設機能の応急復旧に必要          な防災資機材の整備に努める旨の          規定を設ける。</p> <p>その他については、本県の事情に          省令の基準と異なる、あるいは上          回る基準を定める事情、特殊性は          ないことから省令どおりの基準を          規定する。</p>
従	従業者の員数（第66条）	
	準用（第67条）	
参	設備（第68条）	
標	利用定員（第69条）	
参	通所利用者負担額の受領（第70条）	
	準用（第71条）	

**【保育所等訪問支援】**

基準	児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第72条）	本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
従	従業者の員数（第73条）	
	準用（第74条）	
参	設備（第75条）	
参	身分を証する書類の携行（第76条）	
参	通所利用者負担額の受領（第77条）	
参	運営規程（第78条）	
	準用（第79条）	

**【多機能型事業所に関する特例】**

基準	児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
従	従業者の員数に関する特例（第80条）	本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
参	設備に関する特例（第81条）	
標	利用定員に関する特例（第82条）	

**【附則】**

基準	児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
従・参	附則	本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。

**【指定障害児通所支援事業者の法人格の有無】**

基準	児童福祉法施行規則	県の考え方
従	法第21条の5の15第3項の厚生労働省令で定める基準	・児童福祉法により、省令で定める基準に従い定めるものとされているため、省令どおりの基準を規定する。